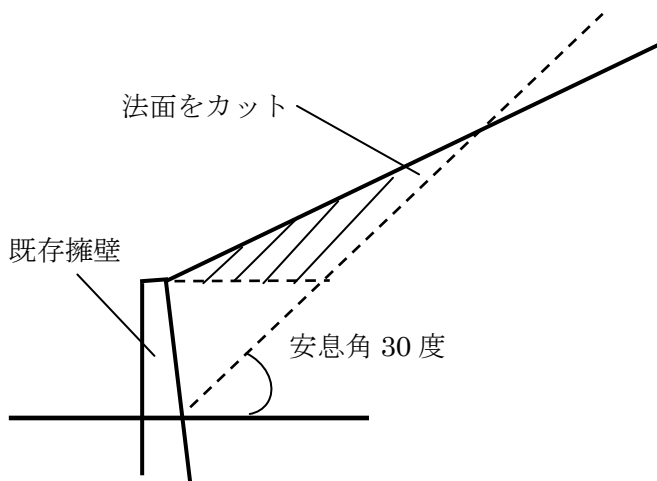


平成 19 年 6 月 19 日

府営佐竹台住宅（2 丁目）の既存擁壁の取り扱いについて

■一般的な考え方

- ・ 擁壁の種類・形状はどういったものか
- ・ 既存擁壁にクラック、ふくらみ、傾きなどの変状がないか
- ・ 適切に水抜き穴から水が出ているか
- ・ 擁壁上部に法面がある場合には、擁壁に載荷重が加わっていないか
- ・ 新たな載荷重が擁壁に加わっていないか



■確認方法

- ① 開発等の事前協議前後において、既存擁壁調査報告書に基づき調査を行う。
- ② 調査報告書に基づき、当該擁壁が宅地造成等規制法の技術基準に合致しているか、または、その技術基準に準じているかどうかについて、調査員の所見を記載して吹田市と協議を行う。
- ③ 吹田市は、調査報告書に基づき、1 m を超える擁壁について、土地所有者等から適切な宅地保全の維持管理について等の誓約書を求める。